

2020年5月25日
日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言への対応について（その6）

当社は、新型コロナウイルス感染症への対応について、今般の政府による緊急事態宣言の全面解除等を踏まえ、以下の通りとします。

5月24日（日）までとしていた以下の勤務等に関する対応を、5月31日（日）まで継続します。6月1日（月）から当面の間は、在宅勤務を積極活用し、出社する社員は全体の2～3割程度に抑制します。出社する社員は、感染予防対策（混雑時間帯の出退勤を避ける、執務場所等における十分な3密回避対策を講じる等）を徹底し、必要な業務を遂行します。直接面談（出張、会議、打合せ）は、原則として禁止（延期または中止）とし、代替策として電話、メール、Web会議等を最大限活用して対応いたします。なお、出張・外出については、各自治体の要請に沿って対応いたします。

<勤務等に関する対応>

- （1）社員の出勤については、事業活動継続に必要な最小限に限定し、原則、在宅勤務とします。出勤する社員については混雑時間帯の出退勤を避けるなど、感染予防対策を徹底します。
- （2）社外との会議等各種打ち合わせは原則延期するかWEB会議等にて対応します。懇親会等への参加も自粛します。
- （3）国内外へ出張は、原則禁止とします。

施工現場は、感染対策を実施したうえで、特別な事情がない限り、従来通り継続致します。

当社は、引き続き、社内外への感染被害抑止と社員等の安全確保を最優先に、状況の変化に応じて、今後も必要な対策を講じて参ります。

関係先の皆様におかれましては、何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）

総務部総務室 03-6865-6300

以上